

入札公告（説明書）

令和元年 7 月 23 日

東日本高速道路株式会社 東北支社長 八木 茂樹

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | | |
|-------|-------------|--|
| 1-1. | 契約件名（工事名） | 東北自動車道 第 1 隈戸川橋床版取替工事 |
| 1-2. | 契約責任者 | NEXCO 東日本 東北支社長 八木 茂樹 |
| 1-3. | 契約担当部署 | NEXCO 東日本 東北支社 技術部 調達契約課 （住所）〒980-0021 宮城県 仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザ 3 階 |
| 1-4. | 競争契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 1-5. | 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-6. | 入札の方法 | 電子入札 |
| 1-7. | 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（技術提案評価型 提案 型【施工体制確認型併用】） |
| 1-8. | 入札前価格交渉の有無 | 有 |
| 1-9. | 単価表の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-10. | 入札保証 | 不要 |
| 1-11. | 契約保証（履行ボンド） | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-12. | 契約書の作成 | 必要（作成方法については落札者と協議する） ... 入札者に対する指示書[30]を参照のこと |

1-13. 契約図書

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。

なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

| | |
|---------------|---|
| 入札公告（説明書） | 本書 http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札】を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事共通仕様書（令和元年 7 月）】を使用すること |
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| その他契約（発注用）図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 競争参加資格確認申請書 | 本書の別紙様式 1 のとおり |
| 入札書 | 電子入札システムの様式のとおり |
| 単価表 | に示す入札者に対する指示書【電子入札】指示書様式 2 のとお |

り

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
 - (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
 - (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法（CD-R 配布等）により交付するので、上記 1-3.契約担当部署へその旨申し出ること。
 - (5) 契約図書の交付期間 令和元年 7 月 23 日（火）～令和元年 8 月 21 日（水）
- 1-14. その他 本公告における休日とは、『行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日』をいい、以下「休日」という。

第 2 調達手続に付する事項（工事概要）

2-1. 工事概要

- (1) 工事場所 自) 福島県西白河郡西郷村大字小田倉
至) 福島県本宮市荒井
自) 福島県郡山市喜久田町坪沢
至) 福島県郡山市熱海町高玉
- (2) 工事内容 本工事は、東北自動車道（白河 IC～本宮 IC）の橋梁床版取替（第 1 隈戸川橋（上下）、場番川橋（上下））を行う工事である。
- (3) 工事概算数量 床版取替工 2400 m²
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 1110 日間

2-2. 間接工事費の変更について

本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項を全て満たす者とし、下記 3-2. に示す「競争参加資格確認申請書」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日（下記 3-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時において、工事種別「橋梁補修工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 31・32 年度工事競争参加資格』を有する者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域2（東北支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域2（東北支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）
- (5) 審査基準日において、平成16年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記aかつbの同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。

なお、同種工事として掲げた全ての工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事 a プレキャストPC床版又は場所打ちPC床版による床版の新設又は取替を実施した工事、PC上部工をプレキャストセグメント工法により新設した工事のいずれか

同種工事 b 自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）

本工事の競争参加資格においては、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の施工実績として認めない。

また、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」）を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、企業の施工実績として認めないので、入札者は、提出する同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 平成28・29年度に完成したNEXCO 東日本発注工事のうち、上記(2)に示す工事種別に該当する工事の成績評定点を各年度ごとに平均したとき、その平均点が両年度ともに（2年連続して）65点未満となる者でないこと。ただし、平成28年度以前にあっては、「道路補修工事」、「鋼橋上部工工事」及び「PC橋上部工工事」を上記(2)に示す工事種別とする。

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

本工事に係る設計業務等の受注者

・東北自動車道 東北支社管内PC合成桁等更新設計（受注者：八千代エンジニアリング株式会社）

・東北自動車道 郡山管内渡り線設計（受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ）

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、

本工事若しくは本工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記に示す施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

施工管理業務の受注者

・郡山管理事務所管内 橋梁特定更新工事施工管理業務（受注者：株式会社アジア共同設計コンサルタント）

- (9) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、入札者に対する指示書1[1]「入札手続きの公正性・透明性の確保に関するお願い」の（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この人的関係の記載中において同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

【役員定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

）組合の理事

) その他業務を執行する者であって、) から) までに掲げる者に準ずる者

【管財人の定義】

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人
その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 又は
と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合（同一の者が複数の特定JV
の構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「競争参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

| 申請書（様式） | | 記載事項 | |
|-------------------|-------------------|--|---|
| 競争参加資格確認申請書（様式 1） | | 必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3] を参照のこと | |
| 技術資料（様式 2） | 企業に 求める 実績等 | 企業の同種工事の施工実績 | 上記 3-1 . (5)に示す「同種工事」の要件を満たす入札者の施工実績を記載すること。ただし、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の同種工事の施工実績として認めず、評価しない。 |
| | | 同一工事種別における表彰実績 | 平成 21 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本からの表彰実績を記載すること。ただし、NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事に係る表彰実績については、評価しない。 表彰実績として評価する同一工事種別は「橋梁補修工事」とする。ただし、平成 28 年度以前の表彰実績にあつては、「道路補修工事」、「鋼橋上部工工事」及び「PC 橋上部工工事」を同一工事種別とする。 |
| | | 災害時の協力実績 | 平成 21 年 4 月 1 日以降の NEXCO 東日本における災害時の協力実績を記載すること |

- (2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

提出期間 入札公告の日から令和元年 8 月 21 日（水）16:00 まで
提出場所 上記 1-3. 契約担当部署のとおり
提出方法 電子入札システム

申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、書留郵便若しくは信書便又は持参により提出することとし、提出部数は正 1 部・副 1 部とする。

電子入札システムにより書類を提出する場合は、確認申請書等への押印は不要とする。ただし、書留郵便若しくは信書便又は持参により提出する場合は、押印をしなければならない。

提出書類 上記 3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

- (2) 競争参加希望者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書 [9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 令和元年9月5日(木)

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式(技術提案評価型 提案型【施工体制確認型併用】)とは、「上記3-3.競争参加資格確認申請において入札者から提出された技術資料に基づく技術的な評価」、「下記4-4.技術提案書の提出において入札者から提出された技術提案書の内容等に基づく技術的な評価(技術提案評価)」及び「品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況の確認と提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づく評価(施工体制評価)」による技術評価と、契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することによりNEXCO東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、下記6-3(落札予定者の決定)に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価に係る評価項目及び配点は次のとおりとし、技術評価の配点合計は30点とする。

なお、NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反があったとされた工事については、「企業の同種工事の工事成績」及び「企業の同一工事種別の表彰実績」における評価対象とはしない。

1) 技術提案等に関する技術評価点

| 評価項目 | | | | | 配点 |
|--------------------|----------------|--------|-------------------------|--|-----|
| 技術提案 | 評価項目 | 性能・機能等 | 性能・機能 | 床版コンクリート場所打ち部(間詰め部含む)における、品質確保のための提案(コンクリート種別の変更は行わない) | 6点 |
| | 評価項目 | 社会要請 | 社会要請 | 所定期間に確実に床版取替を行うための工程管理の留意点と対応策(工程短縮の提案を求めるものではない) | 6点 |
| 施工の確実性 | 企業 | | 同種工事の工事成績 | | 4点 |
| | | | 同一工事種別の表彰実績 | | 2点 |
| 施工の円滑性 | 地域精通度・当社への貢献度等 | | 災害時の協力実績(緊急災害復旧工事の施工実績) | | 2点 |
| 技術提案等に関する技術評価点(満点) | | | | | 20点 |

2) 施工体制に関する施工体制評価点

| 評価項目 | 配点 |
|---------------------|-----|
| 品質確保の実効性 | 5点 |
| 施工体制確保の確実性 | 5点 |
| 施工体制に関する施工体制評価点(満点) | 10点 |

4-3. 技術提案書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

| 申請書(様式) | 作成にかかる留意事項 |
|-----------------------|---|
| (様式-提案1) 技術提案意思確認書 | 必要事項を記載のうえ記名すること |
| (様式-提案2) 技術提案書 | <p>評価項目ごとに2つまでの技術提案を記載すること 技術提案毎にA4サイズ1頁を限度として提案を行うこと (例: 評価項目 に対し2つの技術提案、評価項目 に対し2つの技術提案を行う場合の技術提案書の最大頁数は「A4サイズ4頁」。)</p> <p>技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、評価項目ごとにA4又はA3サイズ1頁に限り添付することができる 複数の施工技術を用いた提案の取扱い 複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象としない。ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど一体不可分な形態であって、かつ、一般的にも同様の組み合わせで施工されているものと認められた場合は、1つの施工技術を用いているものとして扱う。</p> <p>過度なコスト負担を要する提案の取扱い 評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない(提案としては評価する)。</p> |

4-4. 技術提案書の提出

- (1) 入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書を提出しなければならない。

| | |
|------|--|
| 提出期限 | 令和元年9月20日(金)16時まで |
| 提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署 |
| 提出方法 | 郵送(書留郵便若しくは信書便)又は持参(提出期限までに必着のこと) 提出部数は、正1部、副3部とする。 |

4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行った全ての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング(技術交渉)を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、令和元年9月24日(火)から令和元年10月1日(火)までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書(様式1)に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。

| | |
|------|---------------------|
| 提出期限 | 令和元年10月7日(月)16時まで |
| 提出場所 | 上記4-4. 技術提案書の提出のとおり |
| 提出方法 | 上記4-4. 技術提案書の提出のとおり |

4-6. 技術提案書の採否の確認等

(1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 令和元年 10 月 25 日

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

(3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を下表に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目 | | | | 評価基準 | | | |
|------|------|--------|-------|---|--|--------|--------|
| 技術提案 | 評価項目 | 性能・機能等 | 性能・機能 | 評価は、評価項目ごと下表の評価基準に基づいて評価（採否及び評価点の付与）を行う。付与する評価点は評価を行った者の評価点の平均点とする。（小数第4位以下切捨て） | | | |
| | | | | 評価 | 評価基準 | 評価項目 | 評価項目 |
| | | | | 優 | 内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である | 6.000点 | 6.000点 |
| | | | | 良上 | 優と良の中間の提案である | 4.500点 | 4.500点 |
| | | | | 良 | 内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である | 3.000点 | 3.000点 |
| | 評価項目 | 社会要請 | 社会要請 | 良下 | 良と可の中間の提案である | 1.500点 | 1.500点 |
| | | | | 可 評価なし | 内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である | 0点 | 0点 |
| | | | | 提案無 不採用 | ・技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「有り」としている。 | | |
| | | | | 欠格 | ・技術提案書を未提出又は白紙提出 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を「無し」としている、又は施工意思が「有り」と判断できない。 | | |

| 評価項目 | 評価基準 |
|------|---|
| | <p>留意事項</p> <p>求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、当該工事の設計図書に適合しない、関連法令に抵触する、若しくは当該工事で採用できない場合、当該記載内容を不採用とする。</p> <p>求める評価項目の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている標準案による施工意思の有無に従い対処する。</p> <p>記載内容の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価点を付与する。</p> <p>不採用とした以外の全ての記載内容は履行義務を負うものとする。</p> <p>記載された技術提案が2つに満たない場合、1つの技術提案を対象に評価を行うものとし、欠格とはしない。</p> <p>1つの評価項目に対し2つを超える技術提案が記載されている場合、記載順に2つを超える技術提案は加點評価対象としない。ただし、2つを超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものは除いて履行義務を負うものとする。</p> <p>1つの評価項目において評価対象とした2つの技術提案の一方を不採用とした場合、残る1つの技術提案のみを評価対象とする。により加點評価対象としないこととなった2つを超える技術提案があった場合でも、繰り上げて評価対象とすることはしない。</p> <p>添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。</p> <p>技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価に用いない。</p> <p>1つの技術提案が、1つの施工技術を用いた内容となっておらず、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価対象としない。ただし、1つの技術提案の効果が複数の施工技術を組み合わせなければ発揮できないなど一体不可分な形態であって、かつ一般的にも同様の組み合わせで施工されているものと認められた場合は、1つの施工技術を用いているものとして扱う。</p> <p>特記仕様書における「設計図書の変更及び追加について」に記載がある項目に対する技術提案は評価対象としない。</p> <p>評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は要しない提案より優位な評価とはしない（技術提案としては評価する）。</p> |

4-7.技術評価

(1) 契約責任者は、上記 3-4.競争参加資格の確認において、競争参加資格の確認の他、技術資料に基づき、下表に示す基準により技術評価を行う。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目 | | | 評価基準 | | | | |
|---|--------|---|---|---------------------------------|---|----------------------------------|-----|
| 施 工 の 確 実 性 | 企 業 | 同 種 工 事 の 工 事 成 績 | <p>提出された技術資料を以下の式により評価する。</p> <p>工事成績評価の対象とする同種工事：プレキャストPC床版又は場所打ちPC床版による床版の新設又は取替を実施した工事、PC上部工をプレキャストセグメント工法により新設した工事のいずれか</p> $\text{評価点} = \text{配点} \times \frac{(\text{同種工事实績の工事成績評定点} - 70)}{20} \times$ <p>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</p> <p>: 同種工事の発注機関及び受渡し時期による係数(下表による)</p> | | | | |
| | | | | 同種工事实績とする工事の受渡し日が平成26年4月1日以降の場合 | 同種工事实績とする工事の受渡し日が平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間の場合 | 同種工事实績とする工事の受渡し日が平成21年3月31日以前の場合 | |
| | | | 同種工事实績がNEXCO東日本、中日本高速道路(株)又は西日本高速道路(株)の発注工事 | 1.0 | 0.5 | | 0.0 |
| | | | 同種工事实績が上記以外の公的機関の発注工事 | 0.5 | 0.25 | | |
| | | | 上記、に該当しない | | | 0.0 | |
| <p>留意事項</p> <p>工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。</p> <p>平成21年3月31日以前に受け渡された工事、成績評定点が70点に満たない工事又は工事成績評定の無い工事の場合、評価点は0点とする。</p> <p>NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の施工実績は、企業の施工実績として認めず、評価しない。</p> <p>公的機関とは、工事实績情報システム(以下「コリンズ」という。)において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。</p> <p>経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績(工事成績評定)である場合についてのみ評価する。</p> | | | | | | | |

| 評価項目 | | 評価基準 | | | | |
|--|--------|--|---|---------------------------------|---|----------------------------------|
| 施工の 確 実 性 | 企 業 | 同 一 工 事 種 別 に お け る 表 彰 実 績 | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 | | | |
| | | | | 表彰日が平成 26 年 4 月 1 日以降の 場合 | 表彰日が平成 21 年 4 月 1 日から平 成 26 年 3 月 31 日 までの間の場合 | 表彰日が平成 21 年 3 月 31 日以前 の場合 |
| | | | NEXCO 東日本の 社長表彰（工事 種別を問わない）支社長による同一工事種別における優秀工事等の表彰実績 | 2 点 | 1 点 | 0 点 |
| | | | NEXCO 東日本の 支社長による功 労表彰（工事種 別を問わない） 又は事務所長に よる同一工事種 別における優秀 工事等の表彰の 実績 | 1 点 | 0.5 点 | |
| 上記、に該 当しない | 0 点 | | | | | |
| <p>留意事項</p> <p>表彰実績は 1 工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</p> <p>表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0 点」で評価する。</p> <p>評価対象とする表彰は、工事を履行した事業所に対するものであることを要する。</p> <p>優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト縮減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。</p> <p>上記 以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</p> <p>NEXCO 東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事の表彰実績（上記 を含む）は、評価対象としない（表彰実績として認めない）。</p> <p>優秀工事等の表彰実績として評価する同一工事種別は「橋梁補修工事」とする。ただし、平成 28 年度以前の優秀工事等の表彰実績にあつては、「道路補修工事」、「鋼橋上部工工事」及び「PC 橋上部工工事」を同一工事種別とする。</p> | | | | | | |

| 評価項目 | | | 評価基準 | | |
|---|--|---|--|--|-----|
| 施 工 の 円 滑 性 | 地 域 精 通 度 ・ 当 社 へ の 貢 献 度 等 | 災 害 時 の 協 力 実 績 (緊 急 災 害 復 旧 工 事 の 施 工 実 績) | 提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 | | |
| | | | 評価基準 | | 評価点 |
| | | | NEXCO 東日本への平成 26 年 4 月 1 日以降の災害協力実績である場合 | | 2 点 |
| | | | NEXCO 東日本への平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の災害協力実績である場合 | | 1 点 |
| 災害協力実績がない又は NEXCO 東日本への平成 21 年 3 月 31 日以前の災害協力実績である場合 | | 0 点 | | | |
| | | | 留意事項 | | |
| | | | 災害時の協力実績は 1 件のみ提出を認める。複数工事の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い協力実績を評価対象とする。 | | |
| | | | NEXCO 東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しの添付が無い場合は「0点」で評価する。 | | |
| | | | 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 | | |
| | | | NEXCO 東日本を除く NEXCO 東日本グループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 | | |
| | | | 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。 | | |

4-8. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・确实性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札した全ての入札者に対し、入札時に提出された単価表や追加で求める資料(施工体制確認資料)に基づき、施工体制確認のためのヒアリング(施工体制確認ヒアリング)を実施する。

4-9. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について(要領)」(令和元年6月24日)以下「低入札価格調査要領」という。)1-3に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

施工体制確認資料の提出要請は、記6-2.の開札の後、令和元年12月5日(木)16時までに入札者(入札者が申請書に記載した担当者)宛てFAX、電子メール等により要請する。

ただし、入札者の入札価格が低入札価格調査要領2-3-1(1)1)に規定する低入札価格調査の数値的判断基準価格に満たない場合は、当該入札者の施工体制を不適とするので、施工体制確認資料の提出を要請しない。

4-10. 施工体制確認資料の作成

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札価格調査要領2-3-2.(1).1).に規定する求める調査資料のうち、以下に示す項目について同要領別紙1「低入札価格調査資料作成要領」に基づき同要領別紙2「様式」を作成するものとする。なお、様式番号に対応する「添付書類」の作成及び提出の必要はないが、後述する施工体制確認ヒアリング時、具体的内容の説明等のため、入札者が自主的に提示することは可能とする。

| 様式番号 | 資料名称 |
|--------|---|
| 様式 1 | 施工体制確認資料の提出について (留意事項) 「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 「3.提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換 |
| 様式 3-1 | 入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書 |

| | |
|---------|----------------------|
| 様式 3-2 | 現場管理費の内訳書 |
| 様式 4 | コスト縮減額調書 |
| 様式 5 | 下請予定業者一覧表 |
| 様式 6 | 配置予定技術者名簿 |
| 様式 9-2 | 資材購入予定先一覧 |
| 様式 10-2 | 機械リース元一覧 |
| 様式 11-1 | 労務者の確保計画 |
| 様式 11-2 | 工種別労務者配置計画 |
| 様式 12-1 | 建設副産物の搬出地 |
| 様式 12-2 | 建設副産物の搬出に関する運搬計画書 |
| 様式 13 | 資材等の搬入に関する運搬計画書 |
| 様式 14-1 | 品質確保体制（品質管理のための人員体制） |
| 様式 14-2 | 品質確保体制（品質管理計画書） |
| 様式 14-3 | 品質確保体制（出来形管理計画書） |
| 様式 15-1 | 安全衛生管理体制（安全衛生教育等） |
| 様式 15-2 | 安全衛生管理体制（点検計画） |
| 様式 17 | 施工体制台帳 |

4-11. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

| | |
|---------|---|
| 資料の提出期限 | 令和元年 12 月 10 日（火）16 時まで |
| 資料の提出場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| 資料の提出方法 | 郵送、持参又は電子メール なお、郵送の場合は、書留郵便又は信書便に限る（提出期限までに必着のこと）。 |
| その他 | 持参の場合は、上記 に示す提出期限までに必着のこと。 施工体制確認資料提出期限以後の提出後の修正及び再提出は認めない。 また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は 4-12.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。 |

4-12. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

(1) 契約責任者は、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき実施する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------------|---|-----|
| 品質確保の実効性 | 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合 | 5 点 |
| | 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合 | 2 点 |
| | 資料の全部又は一部未提出の場合、資料の内容に不備がある場合、品質確保に必要な費用の計上がされていない場合、入札価格が低入札価格調査要領に定める数値的判断基準価格に満たない場合 | 不適 |
| 施工体制確保の確実性 | 工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された | 5 点 |

| | | |
|--|---|----|
| | 要件をより確実に実現できると認められた場合 | |
| | 工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合 | 2点 |
| | 資料の全部又は一部未提出の場合、資料の内容に不備がある場合、施工体制確保に必要な費用の計上がされていない場合、入札価格が低入札価格調査要領に定める数値的判断基準価格に満たない場合 | 不適 |

- (2) また、施工体制確認の評価の結果、工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性について、設計図書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められなかった場合は、次の方法により技術評価点を算出するものとする。

$$\text{技術評価点} = 4-6. \text{により得られた技術提案に関する技術評価点} \times (\text{施工体制評価点} / 10 \text{点}) \\ + 4-7. \text{により得られた施工の確実性等に関する技術評価点} + \text{施工体制評価点}$$

4-13. 施工体制に関する評価を不適とした場合の取扱い

施工体制の評価において不適とされた場合は、当該入札者が行った入札を無効とするものとする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じないものとする。

第5 入札前価格交渉方式

5-1. 入札前価格交渉方式の概要

本工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式（以下「本方式」という。）の対象工事である。

入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち見積書の総額が安価な3者（入札者が3者以下の場合は全ての入札者を、3者を超えて選抜した場合は選抜した入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

なお、見積書の総額が同価である者がいた場合は、3者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。

5-2. 交渉対象項目及び見積書の作成

本工事における交渉対象項目は、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と示された項目とし、見積書の作成は、NEXCO 東日本が指定する様式（様式 4,5-1,5-2）に基づき行うものとする。

5-3. 当初見積書の提出

- (1) 入札者は、次に示すとおり当初見積書の提出を行わなければならない。

提出期限 令和元年 8 月 21 日（水）16 時まで
提出場所 上記 1-3. 契約担当部署
提出方法 書留郵便若しくは信書便又は持参（提出期限までに必着のこと）
提出部数は、正 1 部とする

- (2) 選抜交渉対象者の該当・非該当は、当初見積書を提出した全ての入札者に書面で通知する。選抜交渉対象者だけでなく、選抜交渉者に選抜されなかった入札者も、入札書の提出等以後の入札手続きに参加できる点に留意すること。

通知予定日：令和元年 9 月 5 日（木）

5-4.見積書の内容に関するヒアリング等

- (1) 当初見積書の提出期限以後、全ての選抜交渉対象者に対し、個別に、見積書の内容にかかるヒアリングを行うので、選抜交渉対象者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、令和元年9月24日(火)から令和元年11月1日(金)までの間に原則2回、対面方式で行うことを予定している。ヒアリングには、見積書の内容に精通した者を含む最大5名までの参加を認める。
なお、詳細な日時等については、申請書(様式1)に記載された選抜交渉対象者の担当者宛て別途連絡を行う。
ただし、NEXCO 東日本が必要と判断した場合は、対面方式ではなく電子メール又は電話(以下「電子メール等」という。)により交渉を行う場合があり、その場合は、入札者へその旨連絡する。なお、電子メール等は、NEXCO 東日本から申請書(様式1)に記載された選抜交渉対象者の担当者宛て行う。
- (3) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書(5-2.に定める様式)の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。
- (4) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において(交渉方法が電子メール等による場合は電子メール等において)確認を行うものとする。
- (5) 選抜交渉対象者は、ヒアリングが完了した場合は、当初見積書からの見積内容の変更の有無に係らず、最終見積書を提出するものとする。

5-5.最終見積書の提出

- (1)選抜交渉対象者は、記5-4.に示すヒアリングにおいて合意された事項を反映させた最終見積書を、以下により提出しなければならない。
 - イ.提出期限 令和元年11月6日(水)16:00まで。
提出期限を変更する場合は最終の交渉時に連絡する。
 - ロ.提出場所 上記1-3.(契約担当部署)
 - ハ.提出方法 書留郵便若しくは信書便又は持参(期限までに必着のこと)
提出部数は、正1部とする
 - ニ.提出書類 記5-2.によること。
 - ホ.その他 入札前価格交渉により変更が生じない場合も最終見積書を提出すること。
- (2)入札前価格交渉に関する留意事項
 - イ.上記5-3.及び5-5.に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者又は選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。
また、当該入札者又は選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効とする。
 - ロ.選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札をしなければならない。
 - ハ.選抜交渉対象者は、入札時に入札書とともに提出する単価表のうち、交渉対象とされたそれぞれの項目の額は、最終見積書に記載したそれぞれの項目の額を超えない限り変更することができる。
なお、単価表において、一項目でも最終見積書の額を超える項目がある場合は、入札を無効とする(同額は可とする。)
 - ニ.提出された見積書及び最終見積書は返却しない。
 - ホ.見積書又は最終見積書においてNEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、本工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。
 - ヘ.入札者は、入札書をNEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはいない。
 - ト.入札前価格交渉により最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して設定する契約

制限価格が、本件入札で定めた競争参加資格における発注規模（橋梁補修工事・WTO政府調達協定適用外）を超える場合は、本入札手続きを取り止めることがある。

第6 入札・開札・落札予定者の決定

6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

| | |
|-----------------|----------------------|
| 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 総合評価値通知書（経審）の写し | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |
| 諸経費内訳書 | 様式6 |

6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

| | |
|----------|--------------------|
| 入札書の提出期限 | 令和元年11月29日（金）16時まで |
| 入札書の提出場所 | 上記1-3. 契約担当部署 |
| 入札書の提出方法 | 電子入札システム |

入札に必要な書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと。

| | |
|--------|---|
| 開札執行日時 | 令和元年12月4日（水）13時30分 |
| 開札執行場所 | 上記1-3. 契約担当部署 |
| その他 | 1) 入札者は、上記4-6. 技術提案書の採否の確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。 |

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

6-3. 落札予定者の決定

- (1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。
- (2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100点）＝価格評価点＋技術評価点

価格評価点（配点30点＋定数40点）…次に示す算式により算定する。

価格評価点（配点30点＋定数40点）＝下式A×0.5＋下式B×0.5＋定数

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式A）

$$\text{下式A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right)$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式Aの評価は「価格評価点の配点」とする。
2. 下式Aは小数点4位以下切り捨てとする。
3. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領1-3に示す調査基準価格をいう。

（下式B）

$$\text{下式B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right)$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式 B の評価は「価格評価点の配点」とする。
 2. 下式 B は小数点 4 位以下切り捨てとする。
 3. 調査基準価格とは、低入札価格調査要領 1-4 に示す重点調査価格をいう。
技術評価点（配点 30 点）... 上記 4-6.(3)、4-7.(1)並びに 4-12.(1)及び(2)に示す評価基準により算定する。
- (3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。
- なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。
- また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断し、当該入札を無効とする。
- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第 7 その他

7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
- | | |
|------|---|
| 受付期間 | 入札公告の日から令和元年 11 月 15 日（金）16 時まで |
| 受付場所 | 上記 1-3. 契約担当部署 |
| 受付方法 | 質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便）（受付期間内に必着のこと）により提出すること。 質問数が 5 問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Office Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。 なお、質問書面には会社名・社印・提出日を記載すること。 【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。 |
- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。
- | | |
|-------|---|
| 回答予定日 | 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日 5 日以内 |
| 回答方法 | NEXCO 東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」）に掲載する http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

7-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4. 支払条件

- (1) 前金払：請負代金額が 500 万円以上の場合には「有」、500 万円未満の場合には「無」
なお、請負代金額が 500 万円以上の場合、本契約の相手方は請負契約書第 34 条

第 1 項に基づき前払金の請求をすることができる。

(2) 部分払：有 請負契約書第 37 条第 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

7-5. 火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-6. 請負契約書第 25 条の適用

請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド）及び同条第 6 項（インフレスライド）について適用する。

7-7. 苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-8. 契約後の技術評価項目の取扱い

(1) 本工事の受注者は、上記 4-6. 技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議を行うこと。

(2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が上記 4-6. 技術提案書の採否確認等で採用された技術提案（以下「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りではない。

なお、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-66 VE 提案に関する事項」は適用しない。

(3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書第 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。

(4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。

(5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。

(6) 採用し評価された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとして決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）。

また、請負契約書第 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

本工事の受注者が特記仕様書に定める技術者を配置するにあたり、当該技術者が以下の(1)又は(2)に該当する場合は、契約後の施工体制確認点検等でその事実を確認する。

(1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。

(2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局（総合政策局を含む）建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付をうけていること。

7-10. 競争参加資格に関する留意事項

(1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下

請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工管理業務」の入札に参加し、又は、施工管理業務を請け負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

7-11. 契約制限価格の算出に用いる間接工事費の工種

土木工事積算基準における間接工事費算定の適用工種区分： P C 橋梁（修繕）

7-12. 閲覧資料

(1) 指示書[7] に示す閲覧資料の有無：有

7-13. 入札の辞退

競争参加者は、入札書を提出する前において、自由に、入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札者に対する指示書の定めにかかわらず、上記 1-3. 契約担当部署へ辞退書を以下のとおり提出することとする。

なお、入札書の提出期限までに入札書・辞退書いずれも提出されなかった場合は、当該競争参加者は入札を辞退したものとみなす。

電子入札システムの「入札書」作成画面において「辞退書」を提出

7-14. 入札の公正性に係る調査の実施

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

第 8 間接工事費の変更に係る試行

上記 2-2. に示す本件工事における間接工事費の変更に係る試行の対象項目を以下に示す。

- (1) 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
- (2) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以 上